

児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

公表:令和 3年 1月 26日

事業所名 児童発達支援センター歩路

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		・療育室の広さについては各クラスの人数に対する広さを確保しています。活動内容に応じて、園庭や多目的室等を活用し、活動スペースの確保に努めています。	
	2 職員の配置数は適切である	○		・職員数においては配置基準を十分に満たしています。	・登園時の動線については安全にお子さまを誘導できるよう職員を配置します。
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		・各クラス、視覚支援を取り入れ、子ども達も理解しやすいよう努めています。必要に応じてパーテーションを活用し空間を仕切ったり、個別に対応したりしながら環境設定の工夫を行っています。	
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		・療育終了後、療育室やトイレ、玩具など毎日、清掃・消毒を行っています。特に感染症の流行する昨今は、こまめな換気、アルコール消毒、加湿等を行っています。	・アコーディオンカーテンについては、引き続き、怪我に繋がらないよう十分留意し、支援を行います。 ・トイレについては、誘導する利用者の人数を調整したり、職員間で声を掛け合いながら、十分なスペース確保に努めます。
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○		・毎日、昼礼を実施し、改善点等についてはその都度、話し合い、情報共有に努めています。 ・人事考課制度により、各職員の目標設定や振り返りの期間を設け、業務改善ができるよう努めています。	・昼礼やチーム会議にて、必要な情報を伝え、チーム間での情報共有に努めます。
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		・ガイドラインアンケートでの保護者の意見等について、改善策を検討し実行に努めています。また、日々の保護者の皆さま、お子さまのご要望や意向についても把握に努めています。	・本アンケートを通して把握した内容については、事業所内でも情報共有します。
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		・毎年、保護者向け評価表の意見等も踏まえて、業務改善に向けた話し合いを行っています。また評価結果を法人のホームページに公表しています。	
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	○		・鹿児島県の指導監査という形で外部評価を受け、指摘事項等があった際は改善に努めています。	
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		・毎月DVD視聴会や園内研修を行っています。また、外部から講師を招き研修の機会を設け、支援・サービスの質の向上に努めています。また、専門職が講師となり、職員向けに研修の機会を確保に努めています。	・今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止に努め、インターネットを活用した会議参加を実施しました。今後も柔軟に対応しながら、学びに繋がります。
適切な支援の提供	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		・保護者からの聞き取り、専門職による発達検査の評価を参考にアセスメントを行い、支援計画を作成しています。	
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		・公認心理師による新版K式発達検査2001や言語聴覚士による絵画語彙検査、S-S法等を実施しています。必要に応じて、保護者へ検査結果のフィードバックを行う面談を実施しています。	
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○		・支援計画に発達支援、家族支援、地域支援の項目を設定し具体的な支援内容を計画し作成しています。また、支援計画作成時には支援計画作成会議を実施し、参加職員で意見を出し合いながらお子さまの実態に応じた支援を検討し、作成に努めています。	
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○		・支援計画に沿って支援を行っています。また、モニタリングを行い、支援計画に沿った支援が行われたか振り返りを行っています。	
	14 活動プログラムの立案をチームで行っている	○		・年間療育活動計画に基づき、指導案を作成しています。また、月1回、活動内容について話し合いの機会を設け、活動内容の見直しや立案を行っています。公認心理師、言語聴覚士、理学療法士からの助言も参考にしながら活動内容について検討しています。	
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		・年間を通して、さまざまな遊びを経験できるよう、同じテーマでも発達段階に応じて、ねらいや内容を変更しプログラムが固定化しないよう努めています。	
16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○		・お子さまの発達段階に応じて、個別活動でのねらいや集団活動でのねらいを設定し、支援計画を作成を行っています。		

	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		・当日同じクラスで療育を行う職員同士で指導案をもとに事前の打ち合わせ、支援上の注意事項の確認を行っています。	・引続き、十分な引き継ぎや確認を行える時間の確保に努めます。
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		・療育後のチームミーティングや公認心理師、理学療法士、言語聴覚士とのミーティングを行い、振り返りを行っています。業務の都合上、ミーティングに参加できない職員に関しては、ミーティング記録にて情報共有に努めています。	
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		・日々の療育や保育所等訪問支援での様子について、毎日記録に残しています。また、お子さまの様子だけでなく、保護者から聞き取った内容についても、日誌やミーティング記録、アセスメントシートに残すようし、記録の徹底に努めています。	
	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○		・個々に応じた個別支援作成時期に合わせてモニタリングを行っています。支援の継続・見直しの必要性についても判断し、見直しの場合には、再アセスメントを行い、お子さまの状態に合った支援内容について検討し、作成しています。	
関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		・担当者会議へは児童発達管理責任者、統括主任、チーフもしくは担任が参加しています。参加が難しい場合には、事前に相談支援専門員に情報提供を行い、お子さまの様子をお伝えしています。	
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		・療育開始時や鹿児島県子ども総合療育センター受診時など、必要に応じて、保健センターや関係機関と連携を図っています。 ・各保健センターでの親子教室や総合発達相談会へも職員を派遣しています。	
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	○		・今年度に関しては医療的ケアの必要なお子さまのご利用はありませんでしたが、新規利用の際は必要に応じて、看護師が事前に主治医から研修を受けて対応したり、保護者を通じて主治医の方針を聞いています。	
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	○		・緊急時マニュアルを作成し、療育室や医務室に掲示し、緊急時に対応できるようにしています。	
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		・併行通園先の幼稚園、保育園等に対して、送迎時や電話連絡、保育所等訪問支援を通して、お子さまについての支援内容についてや様子について相互理解を図っています。また、就学、就園する際には、夢すこやかファイルを作成し情報提供しています。	
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		・北ネット連絡会への参加や夢すこやかファイルを通して、就学されるお子さまの状態像や支援内容について、情報共有を図っています。	
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○	0	・今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、他事業所の公開療育に参加できない実態もありましたが、研修会や情報連絡会等、積極的に参加しています。	
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○	0	・併行通園をされているお子さまは日常的に障害のないお子さまとも活動しているため、幼稚園や保育園等での様子についても情報共有を図っています。	
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○		・理事長が子ども部会に参加しています。	
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○		・連絡帳アプリを活用し、療育での様子や支援内容について伝えています。必要に応じて電話連絡や個別相談の実施しています。お子さまの発達状態の把握や、日々の困りごとを解決できるよう努めています。	
31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	○		・今年度は9月～10月にペアレント・プログラムを実施しています。来年度は新型コロナウイルスの感染状況にもよりますが、実施を検討しています。		
32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		・見学時や契約時に児童発達支援の内容、活動内容、利用料等について説明を行っています。また、不明な点があれば、その都度、確認をし返答させていただいています。		
33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○		・ガイドラインの項目についても支援計画に示し、作成を行っています。支援計画作成後は保護者へ説明、同意を得た上で支援を行っています。		

保護者への説明責任等	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○	・今年度は5月に年長児を対象にした就学前個別相談や就学教育相談後の面談、9月に年長児以外を対象とした個別相談を実施し、日頃の様子やご家庭での困りごと、気になっていることについて情報共有や助言を行っています。個別相談期間以外でも面談を実施しています。	
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○	・年2回の保護者会や保護者職員懇親会を開催し、勉強会や茶話会を通して、保護者通しで関われる機会を計画していますが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い中止とさせていただきます。	
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○	・相談等いただいた際には、内容を検討させていただき、改善案や提案等をお伝えし、対応しています。	
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○	・毎月歩路だよりを作成し、活動内容や予定について伝えています。また、月に1回、日頃の活動の様子をホームページに発信しています。	
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	○	・関係機関との情報交換については契約時に保護者に説明、同意を得た上で行っています。また、写真や名前等については、写真掲載同意書にて保護者に確認し、同意を得た方のみ掲載しています。	
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○	・お子さまの実態に合わせて、絵カードや写真などの視覚支援を活用しています。保護者との連絡は連絡帳アプリ(コドモン)を活用しています。また、送迎時の引き継ぎでは要点を整理し、お伝えしています。	
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○	・法人で行う行事(秋まつりやワークショップ、青空市等)には地域住民の方にも参加してもらっています。 ・学生ボランティアや実習生等の受け入れも行っていきます。	
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○	・非常災害マニュアルを玄関ホールに設置しています。閲覧ご希望の方はお知らせ下さい。	
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○	・毎月1回、地震や火災等を想定した避難訓練を実施しています。また、年1回警察署立会いの防犯訓練や消防署立会いの避難訓練も行っています。	
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認している	○	・契約時に服薬状況、病歴等について書面を通じて確認を行っています。服薬の依頼があった際には、事前に服薬依頼書の提出を依頼し、服薬を行っています。また、てんかん発作のあるお子さまや医療的ケアを必要とするお子さまについては保護者や関係機関に緊急時の対応を確認し、マニュアルを作成しています。	
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○	・契約時に食物アレルギーの確認を行い、アレルギーのあるお子さまについては医師の指示書の提出を依頼し、指示書の内容を栄養士が確認を行った上で食事を提供しています。	
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○	・ヒヤリハットする事例が発生した際には報告書を作成後、全職員で閲覧し、その後もいつでも確認できるようファイリングをしています。	
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○	・虐待防止に関する研修を毎年実施しています。また人権侵害チェックリストを使用した自己チェックや「人権侵害ゼロへの誓い」の署名など虐待防止に向けた意識向上の取り組みを行っています。	
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○	・これまで前例はありませんが、身体拘束廃止マニュアルも策定し、必要に応じて対応できるよう体制を整えています。	